

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：上仰木棚田振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）
仰木の棚田 （上仰木地区・下仰木地区）

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

・担い手の確保

（上仰木・辻ヶ下第二集落）

- 令和１１年度までに、作業オペレーターを１人確保し、農用地の受託に必要な体制を整備する。

（下仰木集落）

- 令和１１年度までに、農事組合法人仰木の主たる従事者を５人から７人に増加させ、さらに５人の草刈部隊を設立することで、棚田を保全する体制を強化する。

・生産性・付加価値の向上

（上仰木・辻ヶ下第二集落）

- 令和１１年度までに、地区の農地集積面積を４４，７３６㎡から５１，４４５㎡に増加させる。

（下仰木集落）

- 令和１１年度までに、農事組合法人仰木の体制を強化し、水稻の機械作業の共同化を進めることにより、法人の水稻作付け（経営）面積を３．４haから４haに拡大することで、生産性の向上を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

（上仰木・辻ヶ下第二集落）

- 令和１１年度までに、近隣の児童の農作業体験学習を開催、年間に１０人の参加を確保し、また農福連携活動の一環として、年間に障害者５人の参加を確保し、仰木の歴史とともに農作業の今昔について伝える。

（上仰木・辻ヶ下第三集落）

- 令和１１年度までに、仰木小学校と連携し、稲作学習田を通じて児童が地域農業に関心を持つようにする。

・農産物の供給の促進

（上仰木・辻ヶ下第二集落）

- 令和１１年度までに、地区内の０．９haの棚田において、滋賀県推奨米である「みずかがみ」の栽培に取り組む。

(下仰木集落)

- 令和11年度までに、「仰木棚田米」としてのブランド価値を高め、販売促進を行うことで、現状9,000円/袋(30kg)で農家が売り渡している棚田米を10,000円/袋(30kg)に向上させ、480袋(1袋30kg)を販売する。

・良好な景観の形成

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 令和11年度までに、棚田の地形を活用し、地区内の2か所のビューポイントにベンチ2台や、山桜5本を整備し、良好な景観を創出する。

・伝統文化の継承

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 仰木村棚田の歴史文化を承継する企画を年2回開催し、参加者数を延べ30人以上確保する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 令和11年度までに、棚田オーナー活動により、地区内の1haの棚田において棚田米を生産する。

・棚田米等を活用した6次産業化の推進

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 令和11年度までに、棚田米を活用した6次産業化を推進するため、味噌の加工製造者を新たに5人獲得し、田舎漬を50kg製造・販売する。

(下仰木集落)

- 令和11年度までに、北大津高等養護学校と連携し、棚田米を原料とした米粉加工品を新たに2品製造販売する。

3 計画期間

認定の月 ～ 令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・担い手の確保

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 作業オペレーターを安定して雇用するための体制整備を行い、継続的な棚田保全の担い手の確保を図る。

(下仰木集落)

- 農事組合法人仰木の体制強化し、新たに草刈部隊を新設することで、継続的な担い手の確保を図る。

- ・生産性・付加価値の向上

- (上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 担い手に耕作を引き受けてほしい農家の農地を集積し、生産性の向上を図る。

- (下仰木集落)

- 農事組合法人仰木の体制を強化し、水稻の機械作業の共同化を進めることにより、生産性の向上を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

- (上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 学校教育や農福連携活動での農作業体験学習を受け入れ、豊かな自然環境、食育や生き物、地域の歴史など多面的な教育の機会に貢献する。

- (上仰木・辻ヶ下第三集落)

- 棚田の自然環境を活用した稲作学習を通じて、児童が地域農業に関心を持つようにする。

- ・農産物の供給の促進

- (上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 滋賀県推奨米である「みずかがみ」の栽培農家を増加させ、耕作面積を拡大させる。

- (下仰木集落)

- 地区内で収穫し、乾燥調製した玄米を「仰木棚田米」とし、専用米袋を作成し販売する。

- ・良好な景観の形成

- (上仰木・辻ヶ下第二集落)

- ビューポイントにベンチを設置し、山桜を植栽するなど、地形を活用した景観づくりを進める。

- ・伝統文化の継承

- (上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 古民家を休憩所として整備し地域資源として利用、大学・福祉と連携し、棚田を含めた仰木村の歴史・文化を伝える企画を実施する。

③ 棚田を核とした上仰木地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- (上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 棚田オーナー制度に取り組み、都市農村交流を通じた交流人口の増加を図る。

・棚田米を活用した6次産業化の推進

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 技能研修を実施し人材を育成するとともに、設備等の製造環境を整えて、高品質の味噌と田舎漬50kg製造、直売所などで販売する。

(下仰木集落)

- 北大津高等養護学校と連携し、材料となる農産物の生産、米粉を利用した加工品を新たに製造し、養護学校や直売所などで販売する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

上仰木棚田振興協議会は地域住民、農業者団体、農業者、学校関係者、滋賀県、大津市で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。